

告 示

埼玉県越谷建築安全センター所長告示第三十七号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第四十二条第一項第五号の規定により、昭和四十五年四月六日第百八十六号で位置の指定をした道路を次のとおり取り消した。

平成二十九年十二月五日

埼玉県越谷建築安全センター所長 渡 辺 賢 司

取消番号	第一号
指定の取消しに係る道路の種類	建築基準法第四十二條第一項第五号
指定の取消しの年 月 日	平成二十九年十一月二十一日
指定の取消しに係る道路の位置	<p>(当初地番)埼玉県北足立郡伊奈村大字小針内宿字薬師堂根八百八十三番一、九百番一、九百番十五、九百番二十三、九百番二十七</p> <p>(現況地番)埼玉県北足立郡伊奈町西小針三丁目七十三番、七十四番、八十一番の各一部、二百九十四番、二百九十五番、二百九十六番</p>
指定の取消しに係る道路の延長 (単位メートル)	百八・八
指定の取消しに係る道路の幅員 (単位メートル)	四・〇〇